

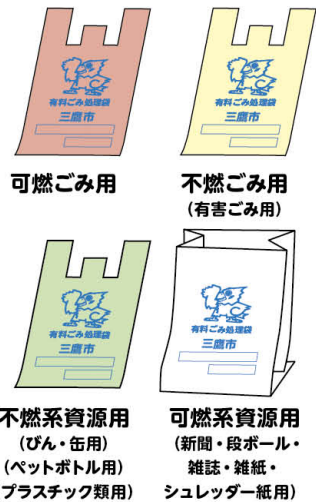
# 事業系ごみの出し方

お店、事業所等あらゆる事業活動（営利、非営利、個人、法人は問いません）から排出される事業系ごみはその質・量にかかわらず、法律で事業者本人の処理責任が義務付けられています。

市では、**特例的に市の事業系ごみの排出基準に該当し、かつ登録をした少量排出事業所のみ**、「事業系ごみ指定収集袋」にて、ごみの収集を行っています。ごみ対策課または各市政窓口で登録の申請を受け付けています。

## 料金表 三鷹市事業系ごみ指定収集袋料金表（内税扱）

可燃ごみ用（小袋22.5ℓ相当）	1セット10枚 （1枚130円）	1,300円
可燃ごみ用（大袋45ℓ相当）	1セット10枚 （1枚260円）	2,600円
不燃ごみ・有害ごみ用 （小袋22.5ℓ相当）	1セット10枚 （1枚130円）	1,300円
不燃ごみ・有害ごみ用 （大袋45ℓ相当）	1セット10枚 （1枚260円）	2,600円
不燃系資源物（小袋22.5ℓ相当） びん・缶   ペットボトル   プラスチック類 用	1セット10枚 （1枚50円）	500円
不燃系資源物（大袋45ℓ相当） びん・缶   ペットボトル   プラスチック類 用	1セット10枚 （1枚100円）	1,000円
可燃系資源物（紙袋） 新聞・段ボール・雑誌・雑紙用	1セット10枚 （1枚50円）	500円



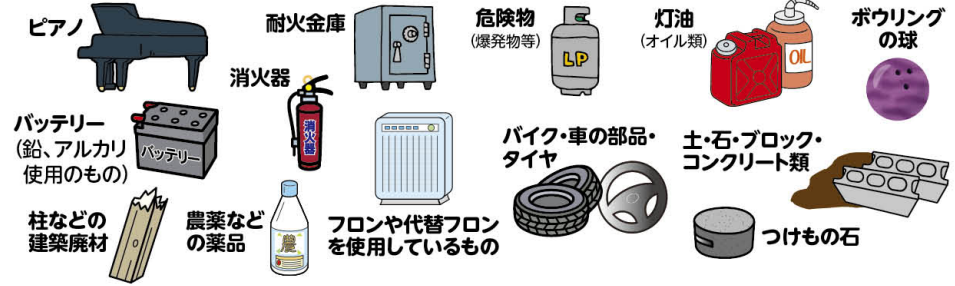
- ※1回に出せるごみの量は、45ℓで**2袋まで**です。
- ※1袋の重さは片手で持てる重さにとどめてください。
- ※敷地内の落ち葉や草、剪定枝については無料で回収します。透明または半透明の袋に入れて、袋に登録番号を書いて出してください（45ℓ相当の袋で2袋まで）。
- ※収集日、分別方法は家庭系ごみと同じですが、排出には必ず「事業系ごみ指定収集袋」を使用してください。
- ※**少量であっても、事業活動から排出されるごみは事業系ごみです。**適正な処理をお願いいたします。
- ※住居を兼ねている場合は、家庭から出たごみと事業所から出たごみをわけて出してください。
- ※段ボールは、束ねた上に可燃系資源物用紙袋を貼ってください（みかん箱大10枚で1枚）。
- ※シュレッター紙は45ℓ相当の透明または半透明の袋に入れて、可燃系資源物用紙袋を1枚貼ってください。

**登録番号は必ず記入してください。未記入のものは収集できません。**



# 市で収集できないごみ

買ったお店や専門の収集業者にご相談ください。



「栄晃産業株式会社」 ☎0422-48-2235 ※ただし、一部対応できない物もあります。

## 使用済注射針の廃棄

三鷹市薬剤師会では、「使用済み注射針回収薬局」のポスターのある会員薬局で購入した自己注射に使った注射針を回収しています。  
 詳しくは、三鷹市薬剤師会 ☎0422-49-7766（月～金曜日 午前10時～午後4時）  
 ※未使用の注射針の場合は…  
 ・処方された医療機関に引き取ってもらってください。  
 ・処方された医療機関が廃院となっていた場合など、医療機関に引き取ってもらえない場合は、容器に入れて安全対策をした上で「燃やせるごみ」の袋の中に入れて出してください。

## 消火器の廃棄

不要になった消火器の回収、処分及びリサイクルについては、市内の次の特定窓口へお問い合わせください。  
**特定窓口一覧**（令和6年1月現在）

(株)電気防災	三鷹市下連雀7丁目6番11号	☎0422-47-3666	(株)蔵王	三鷹市新川15丁目14番8号	☎0422-46-6988
(有)日の丸防災	三鷹市野崎2丁目4番12号	☎0422-31-2781			

※詳しくは、(株)消火器リサイクル推進センター (<https://www.ferpc.jp/>) をご覧ください。  
 （注意）老朽化した消火器の破裂事故が発生しております！解体、放射等の処理はしないでください！



## オートバイの廃棄

- 二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727  
（午前9時30分～午後5時。土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
- (公財)自動車リサイクル促進センター (<https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>)  
手続き、持込先（指定引取窓口・廃棄二輪車取扱店）リサイクル料金、引取対象・基準等の情報をご案内しています。

